日薬業発第 288 号
令和４年 10 月 28 日

都道府県薬剤師会
学校薬剤師担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
担当副会長　田尻　泰典

新型コロナウイルス感染症への対応について（学校薬剤師編：その 29）

平素より本会学校薬剤師部会活動にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、別添のとおり、文科省及び厚労省等の連名で、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所及び地域型保育事業所等を所管する行政諸機関等宛てに 10 月 24 日付で事務連絡が発出され、本会にも共有されましたので参考としてお知らせいたします。

今般の連絡は、予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）等の一部改正により、令和４年 10 月 24 日より、生後６か月以上４歳以下の者に対する新型コロナワクチンの初回接種（１～３回目接種）が実施されることとなり、関係する保護者への周知等につき、関連する諸機関に協力を依頼するものです。内容としては、別添内にある、厚労省作成の保護者等向け情報提供資材の配付やホームページ等での周知方法等につき説明されております。

本件につきましては、幼稚園及び幼保連携型認定こども園に所属する学校薬剤師もいらっしゃること等を勘案し、参考として情報提供させていただいた次第です。

つきましては、会務御多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につき貴会学校薬剤師関係者等に参考としてご案内賜りますよう、お願い申し上げます。

生後６か月以上４歳以下の者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について、保護者への周知への御協力をお願いいたします。

事　務　連　絡
令和４年10月24日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第１項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
各都道府県・指定都市・中核市保育担当課
各都道府県・市町村・特別区衛生主管部（局）
御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

生後６か月以上４歳以下の者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に係る周知等について

今般、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）等の一部改正により、令和４年10月24日より、生後６か月以上４歳以下の者に対する新型コロナワクチンの初回接種（１～３回目接種）（以下「乳幼児初回接種」という。）が実施されることとなりました。

新型コロナワクチンの接種に当たっては、ワクチンの効果や副反応、接種に関する相談先の情報等について十分に周知されることが重要です。今般の乳幼児初回接種の実施に関しては、各都道府県・市町村・特別区衛生主管部（局）に対し、厚生労働省健康局予防接種担当参事官室より別添の保護者等に対する情報提供資材について送付しているところですが、地域の実情に応じ、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所及び地域型保育事業所（以下「幼稚園等」という。）や社会教育施設等において保護者が訪れやすい場所に据え置く、教育委員会や幼稚園等のホームページや施設内ネットワーク等に掲載するなど、希望する保護者が必要な情報を取得できるように、各施設設置者等におかれても地域の衛生主管部（局）の求めに応じて必要な協力を行ってくださいますようお願いします。その際、保護者の質問等に応じられるよう、当該情報提供資材について、衛生主管部（局）におい

て地域の相談先を明記するなど必要な編集を行った上で活用することを検討くださいますようお願いします。

なお、幼児に対する新型コロナワクチンの接種に係る考え方及び留意点等については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について」（令和４年９月６日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当)、厚生労働省子ども家庭局保育課及び厚生労働省健康局予防接種担当参事官室連名事務連絡）においてお知らせしているところであり、引き続き当該事務連絡の内容を踏まえて対応いただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第１項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課及び保育担当課におかれては所管の認定こども園、保育所及び地域型保育事業所並びに域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課及び保育担当課に対して本件を周知されるようにお願いします。

以上

<本件連絡先>
文部科学省：
初等中等教育局 健康教育・食育課
03−5253−4111(内2918)
内閣府
子ども・子育て本部 参事官(認定こども園担当)
03−5253−2111(内38446)
厚生労働省
子ども家庭局 保育課
03−5253−1111(内4852、4853)
健康局 予防接種担当参事官室
自治体サポートチームメールアドレス